全L協事業26第100号 平成26年7月14日

正会員 各位

(一社)全国LPガス協会

ガスシステム改革に向けた意見提出について (お知らせ)

経産省において検討が行われておりますガスシステム改革(都市ガス自由化)におきまして、当協会としての意見を別添のとおり提出(資源エネルギー庁ガス市場整備課)いたしましたので、お知らせいたします。

以上

発信手段:Eメール

事業推進部:若山、難波、瀬谷

.

ガスシステム改革に向けた意見

- 1. 氏名:一般社団法人 全国LPガス協会
- 2. 年齢(いずれかを選択): ---
- 3. 性別(いずれかを選択): —
- 4. 所属(会社名・学校名等又は職業):一般社団法人 全国LPガス協会
- 5. 連絡先
 - ・住所:東京都港区新橋1丁目18番6号 共栄火災ビル7階
 - ・電話番号: 03-3593-3500
 - FAX をお使いであれば、FAX 番号: 03-3593-3700
 - ・電子メールをお使いであれば、そのアドレス: gyomu@japanlpg.or.jp

6. 意見

現在、都市ガス事業者には公益事業者として、いわゆる公益特権や税の軽減などの様々な優遇措置が与えられております。一方、既に自由競争下で事業を行っているLPガス販売事業者には、都市ガス事業者に認められるような優遇措置はありません(※詳細は一覧表を参照)。同じガス体エネルギーでありながら、このような事業環境の違いがガス料金の違いとして消費者の負担となっているという実態がございます。

また、今後、ガスの小売全面自由化に伴い、大手都市ガス会社や新規参入してくると考えられる電力会社等の大手資本と直接競争することになります。しかしながら、中小零細企業が太宗を占めるLPガス販売事業者の経営環境は概して厳しく、過当競争にさらされれば更なる経営悪化は免れません。我々LPガス販売事業者はガス供給の最終保障サービスであり、経営悪化によるLPガス販売事業者の廃業は地域社会における重要なインフラの喪失にも繋がりかねないと考えております。

また、ガスシステム改革の目的の中で「システム改革により、ガスを供給する側より情報や交渉力が不足する消費者の利益が損なわれないよう留意すべきではないか。」と記載があるように、特定の地域に居住する人々のみ利益を享受できるような現行のガスシステムは見直しが必要であると考えます。

従いまして、ガス体エネルギーの販売市場で<u>消費者利益の保護及び公平・公正な競争を促進する観点から、LPガス販売事業者と都市ガス事業者のイコールフッティングを図るために、いわゆる公益特権や税の軽減などの優遇措置の見直し</u>を要望いたします。

いわゆる公益特権等に係る検討項目

L		现行関係法令	項目
1			公共用土地の使用
2		ガス事業法	土地の立ち入り
3			植物の伐採
4		道路法	水道、電気、ガス事業等のための道路占有の特例
5		道路交通法	緊急自動車の指定
6		共同溝整備法	道路管理者が設ける共同溝の利用
7		国有財産特別措置法	国の普通財産の譲受代金を延納できる特約期間の特例通常5年間から10年
8		土地収用法	土地の収用
9		国有財産法	国の行政財産(土地)にガス導管等を敷設する場合の地上権の設定
10		地方自治法	地方公共団体の行政財産(土地)にガス導管等を敷設する場地上権の設定
11		農地法	ガス導管等の設置について農業委員会の許可が不要
12		都市計画法	都市計画区域でのガス設備の設置に係る開発行為は許可不要
13			都市施設にガス供給施設を定めることができる
14	1		4 0 ヘクタール以上の開発業者はガス事業者と事前協議が必要
15	公		都に関する特例(都市計画へガス供給施設を定める)
16	益特権等		ガス設備に係る区画変更届出が不要
17			緑地保全地域におけるガス工作物の設置は届出不要
18		都市緑地法	緑地保全地区内のガス設備の設置は知事の許可が不要
19		都市公園法	都市公園の占用の特例
20		土地区画整理法	特別の宅地に対する計画の特例
21		建築設備基準計画	公共施設建築に関する基準としてのガスの使用を記載
22		建築基準法	住宅地域 (3.5 t) ・商業地域 (7 t) 等の用途地域ごとの貯蔵量制限の撤廃 (高圧ガス保安法)
23		風致地区政令	風致地区内におけるガス工作物の設置及び管理に関する行為は、知事の許可が不要
24	1	農業振興地域整備法	特例農業地区内におけるガス工作物の設置又は管理について知事の許可が不要
25		大気汚染防止法	適用除外
26		騒音規制法	適用除外
27		振動規制法	適用除外
28		石災法	適用除外
29		地すべり等防止法	適用除外
30		流通業務市街地法	流通業務市街地内のガス施設建設について特例
31		電波法	電波利用料の徴収等の委託が可能
32	l		電気通信紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁
33		分野調整法	中小企業の事業機会の確保のための分野調整の適用除外
34		法人税法	工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入が可能
35	優遇税制	石油ガス税	自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガスには石油ガス税が課税
1			(天然ガスは非課税)
36		地方税法	ガス事業に係る固定資産税の軽減
37			天然ガススタンドに係る固定資産税の軽減
38			ガス事業に係る事業税の軽減
39		法人税法	天然ガス自動車に係る法人税の税額控除または特別償却
40		自動車取得税	天然ガス自動車は自動車取得税の軽減
41		自動車重量税法	天然ガス自動車は自動車重量税免除 工機ポスロ動車の自動車部発験
42		自動車税	天然ガス自動車の自動車税免除
43		ガス事業法	消費機器の定期調査は3回訪問し不在・拒否の場合調査打切りが可能 ⇒液石法は調査打切りはなく、調査完了まで半永久的に訪問又は保安閉栓が必要
			一次行法は調査打切りはなく、調査元」まで千水大的に訪问えば床女団任が必要 消費機器に関する周知の頻度は3年に1回以上⇒液石法は2年に1回以上
44 45			
46	保		
40	安		
47	~		自社の社内基準等により設備工事者の指定・認定 ⇒液石法は国家資格の液化石油ガス設備工免状取得者がお客様から選択されれば全国共通に工事ができる。
48		ガス事業法(その他)	一般ガス事業と液化石油ガス販売業の保安10項目について整合性の見直し
			天然ガス自動車の容器再検査は圧力試験不要(装置したまま目視・漏えいのみ規定)
49		高圧ガス保安法	⇒液化石油ガス自動車の容器再検査は圧力試験が必要(取り外し必要)
_ [その他	石油備蓄法	中東依存度が約3割であるなど供給源の多角化等が進んでいる天然ガスは民間備蓄の義務
50			がないのに対し、これまで中東依存度が約8割と高い液化石油ガスは民間備蓄の義務あ る。しかし、シェール革命等供給源の多角化が進んでおり、再検討の余地がある。
~~			